

企業版 ふるさと納税 で 八幡市の地方創生を応援してください！

八幡市では、市民のみなさまをはじめ様々な主体の方々との協働しながらまちづくりを進める「チームやわた」の基本姿勢のもと、**子育て環境の充実による子育て世帯の定住・転入促進、健幸づくり推進をはじめとする生涯活躍のまちづくりなどを通じた地方創生**に取り組んでいます。こうした取組を加速させていくためには、企業のみなさまとのパートナーシップ構築が必要不可欠であると考えています。

企業版ふるさと納税による本市との「出逢い」をきっかけに、企業のみなさまにも「チームやわた」の一員に加わっていただき、ともに八幡市の未来を創り上げていきませんか。



企業版ふるさと納税による寄附を行った場合のメリット

1 最大で寄附額の約9割に相当する税額が軽減

→ 寄附に対する控除割合のイメージについては、裏面をご覧ください。

2 社会貢献に取り組む企業としてのイメージアップ

→ 自治体の地方創生の取組に対する寄附を行うことにより、社会貢献に積極的に取り組む企業としてのイメージアップ・PR効果が期待できます。

→ 寄附いただいた企業は、市ホームページ等で紹介させていただきます。

3 寄附を契機とした本市とのパートナーシップ構築

→ 寄附による本市との「出逢い」をきっかけに、企業のみなさまの強みを活かした新たな連携の可能性が広がります。

詳細は裏面へ

企業版ふるさと納税とは？

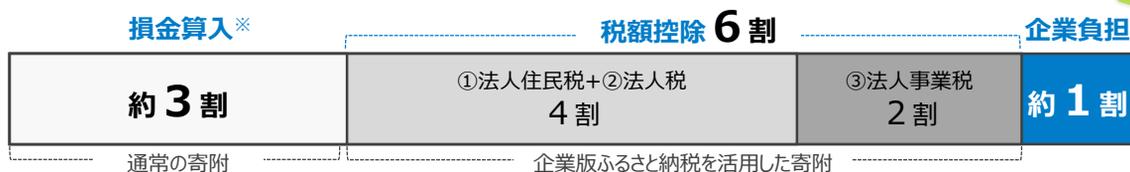
企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業のみなさまが寄附を行った場合に、**最大で寄附額の約9割が法人関係税から税額控除**される仕組みです。

寄附にあたっての留意事項

- 1 回あたり**10万円以上の寄附**が対象です。
- 寄附を行うことの代償として**経済的な利益を受けることは禁止**されています。
(例) 寄附の見返りとしての補助金の受け取り、寄附を行うことを入札参加要件とする など
- 本社(※)が**八幡市に所在する法人の寄附は対象外**となります。
(※) 地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指す。

最大で寄附額の
約9割が
軽減!

寄附控除割合のイメージ



※ 企業のみなさまが地方公共団体に寄付した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。本社が八幡市内の企業のみなさまも全額損金算入が可能です。

税目ごとの特例措置	①法人住民税	②法人税	③法人事業税
	寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。但し、寄附額の1割を限度(法人税額の5%が上限)	寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

寄附の対象事業

1 子どもが輝く未来の創生事業

「次代を生きる力」と「夢と希望を抱き、それらに挑戦しようとする力」を育成するとともに、「八幡の子育て環境」の魅力を高めていきます。

(事業例)

- ・子育て環境の充実
- ・子どもの様々な体験機会の創出
- ・児童・生徒の学習環境の充実 など



3 観幸のまちの創生事業

「ブランド構築」の推進と「おもてなし環境」の創出に取り組みます。また、インバウンドを含めた交流人口の拡大を目指すとともに、関係人口等の創出・拡大、ひいては本市へのひと・資金の流れの強化を目指します。

(事業例)

- ・本市ゆかりの徒然草を活用したエッセイ大賞
- ・三川合流域での舟運等を活用した賑わいづくり
- ・新・空中茶室創造推進
- ・石清水八幡宮駅前周辺整備 など



2 健幸都市の創生事業

八幡で暮らすことで健幸になれるよう、「人に対する健康づくり」と「まちの健康づくり」の両面からまちづくり(=スマートウェルネスシティやわた)を進めます。

(事業例)

- ・ICTを活用したインセンティブ付与による健康意識向上
- ・健幸アンバサダー養成による健康無関心層へのアプローチ など



4 みんなで創る多機能な力を有したまちの創生事業

「より多機能な力を有した、生活に潤いをもたらすまち」への転換に向け、行政や地域団体、市民など様々な組織や人と連携しながら「みんなで創る」まちづくりを推進するとともに、その中心となる担い手の育成に取り組みます。

(事業例)

- ・市内への企業立地促進
- ・市内事業者や創業者、農業者のチャレンジに対する支援
- ・地域ブランド産品「ヤワタカラ」活用推進
- ・外国人を含む誰もが暮らしやすい地域社会づくり など



寄附の主な流れ

STEP 1

寄附の申出

(「寄附申出書」の提出)

→内容確認後、本市から「受領決定通知書」の送付

STEP 2

寄附の提供

→入金確認後、本市から「受領証」の送付

STEP 3

税の申請

(本市から送付した「受領証」を基に手続きを行ってください。)

【お問い合わせ先】 八幡市 政策企画部 政策企画課
TEL : 075-983-1014 FAX : 075-983-3593
E-mail : seisaku@mb.city.yawata.kyoto.jp

寄附対象事業の詳細や寄附申出書の様式はこちらからご確認ください。

